

大森山動物園産業廃棄物の収集運搬および処分業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は、秋田市大森山動物園から排出される、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）に規定する産業廃棄物の収集運搬および処分業務を円滑かつ適正に行うことを目的とする。

2 収集場所

秋田市浜田字潟端 1 5 4 番地
秋田市大森山動物園

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

4 委託業務内容

廃プラスチック、木くず、金属くずの収集運搬および処分

5 廃棄物の処分方法

中間処理 破砕・圧縮固化
最終処分 再生（R P F）・埋立処分（管理型）

6 廃棄物の内容

廃棄物区分	荷姿	年間予定数量
廃プラスチック	ダストボックス	3 9 8 kg
木くず	ダストボックス	2, 7 5 2 kg
金属くず	ダストボックス	5 7 9 kg

受託者はダストボックスを準備し、市が指定する場所に設置することとする。

7 廃棄物の搬出時間

午前9時から午後4時30分までの開園時間内とする。
なお、事前に委託者と搬出時間について調整をすること。

8 業務完了報告書

受託者は、委託された廃棄物の運搬および処分終了後、速やかにその旨の報告書を委託者に提出するものとする。

9 法令の遵守

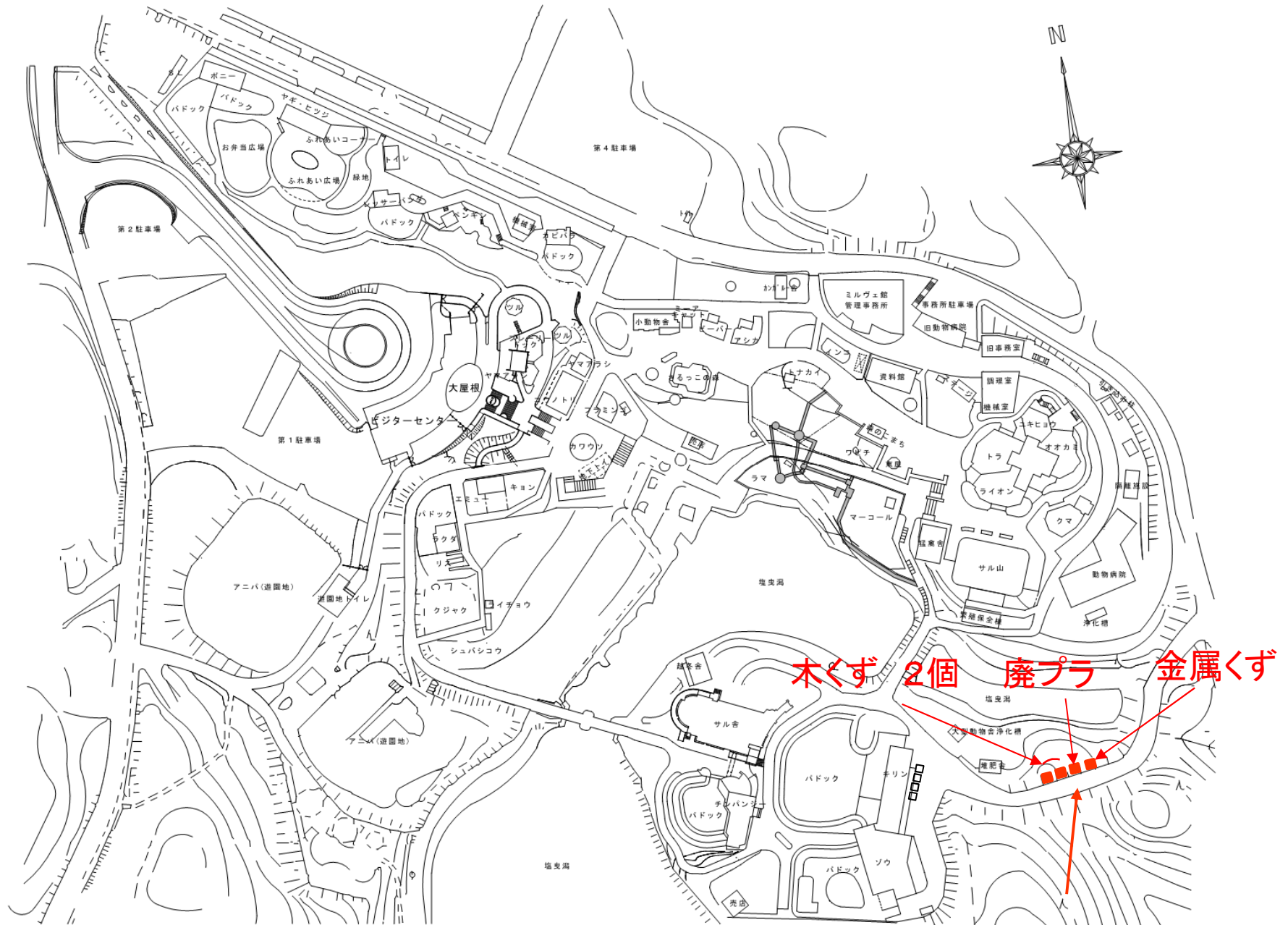
委託業務の遂行にあたっては、法および関係法令を遵守し、必要な届出および手続き等は、受託者がこれを代行する。また、これに要する費用は、すべて受託者の負担とする。

10 許可証等の提出

受託者は、本契約に関係のある事業の範囲を記載した書類および事業に係る監督官庁の許可証の写しを委託者に提出するものとする。また、当該許可証に変更および更新があった場合は、直ちにこれを委託者に提出するものとする。

11 特記事項

予定数量が想定であるため、廃棄物の収集運搬および処理業務1kg当たりの単価契約とする。また、当該最小発注数量当たりの単価に消費税および地方消費税の額を加算した金額を契約単価とする。なお、諸経費については、全て換算して1kg当たりの単価に含めること。



配置図